

1 次のように改める。

2 **滅菌精製水（容器入り）**
3 Sterile Purified Water in Containers
4 滅菌精製水

5 本品は「精製水」を密封容器に入れ、滅菌して製したもの、又はあらかじめ滅菌した「精製水」を無菌的な手法に
6 より無菌の容器に入れた後、密封して製したものである。

7 **性状** 本品は無色澄明の液で、においはない。

8 **純度試験** 過マンガン酸カリウム還元性物質 本品 100mL に希硫酸 10mL を加えて煮沸し、0.02mol/L 過マンガン
9 酸カリウム液 0.10mL を加え、更に 10 分間煮沸するとき、液の赤色は消えない。

10 **導電率** (2.51) 次の方法により試験を行うとき、内容量が 10mL 以下の製品の場合、その導電率(25℃)は $25 \mu\text{S}\cdot\text{cm}^{-1}$ 以
11 下であり、内容量が 10mL を超える製品の場合は、 $5\mu\text{S}\cdot\text{cm}^{-1}$ 以下である。

12 本品の適当量をビーカーにとり、かき混ぜる。温度を $25\pm 1^\circ\text{C}$ に調節し、強くかき混ぜながら、一定時間ごとにこ
13 の液の導電率の測定を行う。5 分当たりの導電率変化が $0.1\mu\text{S}\cdot\text{cm}^{-1}$ 以下となったときの導電率を本品の導電率(25℃)
14 とする。

15 **無菌** (4.06) 試験を行うとき、適合する。

16 **貯法** 容器 密封容器。ただし、プラスチック製水性注射剤容器を使用することができる。
17
18